

## J A S R A C の使用料規程について

2018年12月12日

一般社団法人 日本音楽著作権協会

(J A S R A C)

## 使用料規程 第11節 インタラクティブ配信 (抜粋)

音楽配信、テレフォンサービス等ネットワークを用いた放送および有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により著作物を利用する場合（第10節の規定を適用する場合を除く）の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

## 1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(1) 商用配信（リスニング用・・・）～ (3) 商用配信（音楽以外の・・・）

(省略)

(4) 非商用配信

## ① ダウンロード形式

同時に送信可能化する楽曲10曲毎の年額または月額使用料は、利用形態にかかわらず以下の表のとおりとする。

ただし、歌詞、楽譜等可視的な利用で外国の著作物を利用する場合の使用料は、2の規定により定めた料率または額にリクエスト回数を乗じた額とする。

一般	個人が営利を目的とせず 利用する場合	営利を目的としない教育機関 が利用する場合
年額50,000円とする。 なお、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、月額5,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	利用形態にかかわらず年額10,000円とする。なお、利用期間が1年に満たない場合は月額1,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が10曲に満たない場合は1曲当たり年額1,200円、利用期間が1年に満たない場合は月額150円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	利用形態にかかわらず年額20,000円とする。なお、利用期間が1年に満たない場合は月額2,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が10曲に満たない場合は1曲当たり年額2,400円、利用期間が1年に満たない場合は月額300円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

② ストリーム形式（本規定において、単なる画面表示にとどまる外国の著作物を除く歌詞、楽譜の利用も含む。）

利用形態、同時に送信可能化する楽曲数にかかわらず、年額または月額使用料は、以下の表のとおりとする。

一般	個人が営利を目的とせずに利用する場合	営利を目的としない教育機関が利用する場合
年額30,000円とする。なお、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、月額3,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	年額10,000円とする。なお、利用期間が1年に満たない場合は月額1,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が10曲に満たない場合は1曲当たり年額1,200円、利用期間が1年に満たない場合は月額150円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	年額20,000円とする。なお、利用期間が1年に満たない場合は月額2,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が10曲に満たない場合は1曲当たり年額2,400円、利用期間が1年に満たない場合は月額300円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

## 2 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、1曲1リクエスト毎に定めるものとし、1曲1リクエスト当たりの情報料の20%または歌詞、楽曲それぞれ20円のいずれが多い額を上限として利用状況等を参酌して決定する。